## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出日】
 平成28年11月29日

 【会社名】
 株式会社シンシア

 【英訳名】
 Sincere Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 中村 研 【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町30番1号

【電話番号】 03-5695-7470

【事務連絡者氏名】取締役執行役員管理部長荒井 慎一【最寄りの連絡場所】東京都中央区日本橋箱崎町30番1号

【電話番号】 03-5695-7470

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額

ブックビルディング方式による募集 329,800,000円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 505,000,000円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 101,000,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金 額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込

額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月11日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し300,000株(引受人の買取引受による売出し250,000株・オーバーアロットメントによる売出し50,000株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成28年11月28日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項及び「第一部 証券情報 第 3 その他の記載事項」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 募集要項
  - 1 新規発行株式
  - 2 募集の方法
  - 3 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
  - 4 株式の引受け
  - 5 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 3 売出株式 (オーバーアロットメントによる売出し) 募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 第3 その他の記載事項

# 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	200,000(注)2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注)1. 平成28年11月11日開催の取締役会決議によっております。
  - 2.発行数については、平成28年11月11日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数89,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数111,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、平成28年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
  - 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に平成28年11月11日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式 50,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

### (訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	200,000(注)2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注)1. 平成28年11月11日開催の取締役会決議によっております。
  - 2.発行数については、平成28年11月11日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数89,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数111,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
  - 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4.上記とは別に平成28年11月11日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式 50,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

(訂正前)

平成28年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は平成28年11月28日<u>開催予定</u>の取締役会において決定<u>される</u>会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による	る募集			
入札方式のうち入札により	入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	新株式発行	89,000	<u>158,865,000</u>	85,974,000
フックにルティブラカ式   自己株式の処分		111,000	<u>198,135,000</u>	
計(総発行株式)		200,000	357,000,000	85,974,000

- (注)1.全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
  - 2 . 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されており ます
  - 3.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
  - 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年11月11日開催の取締役会決議に基づき、 平成28年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出され る資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額で あります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
  - 5 . 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,100円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額 (見込額)は420,000,000円となります。
  - 6.本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご
  - 7.本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は 売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

平成28年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は平成28年11月28日<u>開催</u>の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,649円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による	る募集			
入札方式のうち入札により				
ブックビルディング方式	新株式発行	89,000	146,761,000	82,698,800
フックとルティフクカ式   自己株式の処分		111,000	183,039,000	
計(総発行株式)		200,000	329,800,000	82,698,800

- (注) 1.全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
  - 2.上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  - 3 . 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
  - 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年11月11日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
  - 5. 仮条件(1,940円~2,100円)の平均価格(2,020円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は404,000,000円となります。
  - 6.本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
  - 7.本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は 売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額(円)	資本組入 額(円)			申込証拠金(円)	払込期日	
未定	未定	<u>未定</u>	未定	100	自	平成28年12月9日(金)	未定	   平成28年12月15日(木)
(注)1.	(注)1.	<u>(注) 2 .</u>	(注)3.	100	至	平成28年12月14日(水)	(注)4.	十成20年12月13日(水)

(注)1.発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、<u>平成28年11月28日に仮条件を決定し、</u>当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年12月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機 関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年12月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年11月11日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4.申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5.株式受渡期日は、平成28年12月16日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7.申込みに先立ち、平成28年11月30日から平成28年12月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

発行価格 (円)	引受価額	払込金額(円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)		申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	1,649	未定 (注)3.	100	自至	平成28年12月9日(金) 平成28年12月14日(水)	未定 (注)4.	平成28年12月15日(木)

(注)1.発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

<u>仮条件は、1,940円以上2,100円以下の範囲とし、</u>発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年12月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。 需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機 関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との 比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近 の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討し て決定いたしました。

- 2.「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額<u>(1,649円)</u>及び平成28年12月 7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手 取金となります。
- 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年11月11日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4.申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5.株式受渡期日は、平成28年12月16日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7.申込みに先立ち、平成28年11月30日から平成28年12月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8.引受価額が会社法上の払込金額(1,649円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

# 4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	200,000	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成28年12月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3.引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		200,000	

- (注)1.引受株式数については、平成28年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
  - 2.上記引受人と発行価格決定日(平成28年12月7日)に元引受契約を締結する予定であります。

# (訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	200,000	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成28年12月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3.引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		200,000	

- (注) 上記引受人と発行価格決定日(平成28年12月7日)に元引受契約を締結する予定であります。
- (注)1.の全文及び2.の番号削除

## 5【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
386,400,000	8,000,000	378,400,000	

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
  - 2.払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に 払い込まれる引受価額の総額であり、<u>有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,100円)を基礎とし</u> て算出した見込額であります。
  - 3.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
  - 4 . 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)	
371,680,000	8,000,000	363,680,000	

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
  - 2.払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に 払い込まれる引受価額の総額であり、<u>仮条件(1,940円~2,100円)の平均価格(2,020円)を基礎として算</u> 出した見込額であります。
  - 3.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
  - 4 . 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

#### (2)【手取金の使途】

### (訂正前)

上記の手取概算額378,400千円及び「1 新株発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額96,600千円と合わせた手取概算額上限475,000千円について、以下のとおり充当を予定しております。

当社グループ知名度向上、当社ブランドに対する信頼性向上を目的とした広告宣伝費100,000千円(平成29年12月期80,000千円、平成30年12月期20,000千円)

物流管理基幹システムの改修資金20,000千円(平成29年12月期20,000千円)

借入金の返済資金355,000千円

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## (訂正後)

上記の手取概算額<u>363,680</u>千円及び「1 新株発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額92,920千円と合わせた手取概算額上限456,600千円について、以下のとおり充当を予定しております。

当社グループ知名度向上、当社ブランドに対する信頼性向上を目的とした広告宣伝費100,000千円(平成29年12月期80,000千円、平成30年12月期20,000千円)

物流管理基幹システムの改修資金20,000千円(平成29年12月期20,000千円)

借入金の返済資金336,600千円

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成28年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。) は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

11X/011Xm2V11C0678 76H/16C 11X/16X10 C11X1 XXT12X13V16C108							
種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称			
	入札方式のうち入札 による売出し						
	入札方式のうち入札 によらない売出し						
普通株式	ブックビルディング 方式	250,000	525,000,000	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 株式会社キャピタルメディカ 250,000株			
計(総売出株式)		250,000	525,000,000				

- (注) 1.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  - 2.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による 売出しも中止いたします。
  - 3.売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,100円)で算出した見込額であります。
  - 4 . 売出数等については今後変更される可能性があります。
  - 5.振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
  - 6.本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
    - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
  - 7.引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

平成28年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。) は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

3127(0) 14	11XXXX 1 4X = C 1 1 C 0 C 1						
種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称			
	入札方式のうち入札 による売出し						
	入札方式のうち入札 によらない売出し						
普通株式	ブックビルディング 方式	250,000	505,000,000	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 株式会社キャピタルメディカ 250,000株			
計(総売出株式)		250,000	505,000,000				

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  - 2.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
  - 3.売出価額の総額は、仮条件(1,940円~2,100円)の平均価格(2,020円)で算出した見込額であります。
  - 4.売出数等については今後変更される可能性があります。
  - 5.振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
  - 6.本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
    - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
  - 7.引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	105,000,000	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 50,000株
計(総売出株式)		50,000	105,000,000	-

- (注) 1 . オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
  - 2.オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
  - 3.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  - 4.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
  - 5.売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,100円)で算出した見込額であります。
  - 6.振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同 一であります。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
	入札方式のうち入札			
	による売出し			
	入札方式のうち入札			
	によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング	50,000	101,000,000	東京都港区六本木一丁目6番1号
	方式			株式会社SBI証券 50,000株
計(総売出株式)		50,000	101,000,000	-

- (注) 1.オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
  - 2.オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
  - 3.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  - 4.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
  - 5.売出価額の総額は、仮条件(1,940円~2,100円)の平均価格(2,020円)で算出した見込額であります。
  - 6.振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

# 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社キャピタルメディカ(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 50,000株				
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)				
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)				
払込期日	平成29年 1 月20日(金)				
増加する資本金及び資本準備金に 関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。				
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号				

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年1月13日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社キャピタルメディカ(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年11月11日及び平成28年11月28日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 50,000株
募集株式の払込金額	1株につき1,649円
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成29年 1 月20日(金)
増加する資本金及び資本準備金に 関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年1月13日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 第3【その他の記載事項】

(訂正前)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(以下省略)

(訂正後)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(以下省略)